

平成 年 月 日

〒 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

相 続 人 等 各 位

横浜中 税務署長

資産課税(担当)部門

(電話 045-661-1321)

担当者 (内線 273)

## 相 続 税 に つ い て の お 知 ら せ

このたびの 山田 太郎 様のご逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、お亡くなりになられた方の遺産(土地、建物、株式や公社債などの有価証券、預貯金、現金など)の総額が基礎控除額(3,000万円+600万円×法定相続人数)を超える場合、その方から相続や遺贈によって財産を取得された方は、亡くなられた日の翌日から10か月以内に相続税の申告と納税が必要になります。

なお、相続税に関する具体的な計算方法や申告の手続などの詳しい情報は、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】の『相続税・贈与税特集』サイトをご確認ください。同サイトでは「相続税の申告のしかた」を掲載しているほか、「相続税の申告書」を出力することもできます。

また、当ホームページからは、「相続税の申告要否判定コーナー」で「相続税の申告要否検討表」が作成でき、相続税の申告の要否のおおよその判定を行うことができますのでご利用ください。

※ 所得税等の申告書作成会場では、相続税の相談は受け付けておりませんので、ご注意ください。

(注) このお知らせは、「死亡届出書」を市区町村窓口に提出された方に送付しています。

※ この文書による行政指導の責任者は、上記の税務署長です。

税務署におかけいただいた電話は、自動音声でご案内しています。担当者へのお問い合わせは、  
音声案内で「2」番(税務署)を選択した後、交換手に内線番号と担当者名をお伝えください。

## 【参考】

※ 「相続税の申告要否判定コーナー」の利用方法については、国税庁ホームページの「インターネット番組(Web-TAX-TV)」の「相続税の申告要否判定コーナーを利用した申告要否の確認」をご覧ください。

※ 「税理士情報検索など各種情報検索サイト」【[www.zelrishikensaku.jp](http://www.zelrishikensaku.jp)】をご覧ください。

「税理士情報